小山市・結城市友好都市情報交換会設置要綱

（設置）

1. 小山市・結城市友好都市盟約書に基づき、両市の経済・教育・文化・医療等の交流を図ることを目的とした連携事業（以下「連携事業」という。）を推進することにより、両市民が住みやすくなるまちづくりに資するため、小山市・結城市友好都市情報交換会（以下「情報交換会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　情報交換会は、次に掲げる事項について情報を交換し、両市の事業に反映するものとする。

　(1)　連携事業の推進に関すること。

(2)　連携事業の調査、研究及び連絡調整に関すること。

(3)　その他小山市・結城市友好都市盟約書の目的達成に関し必要な事項

　（組織）

第３条　情報交換会は、両市の市長、副市長、教育長、部長等をもって組織する。

　（会長及び副会長）

第４条　情報交換会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長には、両市長をもって充てる。

３　会長及び副会長の任期は１年とし、両市長が交互に務める。

　（会長の職務等）

第５条　会長は、情報交換会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

　（会議）

第６条　情報交換会の会議は、原則として毎年５月に開催するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

２　情報交換会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

３　情報交換会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

　（幹事会）

第７条　情報交換会運営のため必要な事項について協議するため、情報交換会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

２　幹事会は、両市の部長等をもって組織する。

３　幹事会は、情報交換会の会長を務める市の幹事の中から互選により座長を置き、座長は、幹事会を統括する。

４　幹事会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

５　幹事会は、その会議、活動等の経過、結果等を情報交換会に報告するものとする。

　（部会）

第８条　情報交換会及び幹事会における専門の事項について調査、検討するため、情報交換会に部会を置くことができる。

２　部会は、情報交換会の会長が指名する者をもって構成する。

３　部会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

４　部会は、その会議、活動等の経過、結果等を情報交換会に報告するものとする。

　（庶務）

第９条　情報交換会の庶務は、小山市総務部行政総務課及び結城市企画財政部企画政策課において処理する。

　（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、情報交換会の運営に関し必要な事項は、会長が情報交換会に諮って別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成２６年１１月２８日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年５月１６日から施行する。